

# 京都府立大学の新型コロナウイルス感染症に対する活動指針

(2020年5月29日現在)

レベル	基準	研究活動・研究指導	授業（講義・演習・実習）	学内会議	学生の課外活動
0	感染が全く認められない	通常通り			
1	国内で感染が認められる	感染拡大に最大限の配慮をして、研究活動・対面での研究指導を行うことができます。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面授業、演習・実習を制限しつつ授業を行います。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行います。	感染拡大に最大限の配慮をして、課外活動を許可します。
2	・京都府内および近隣府県で感染が認められる または ・公共交通利用の自粛要請がある	・最低限必要な実験・研究を継続・維持するために必要最小限の研究室関係者のみの立ち入りが許可されます。 立ち入る研究室関係者は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。 ・対面での研究指導を制限し、オンラインを中心に行います。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面授業、演習・実習を制限しつつ、オンライン講義を中心に授業を行います。	対面会議は必要最小限とし、移せるものからオンライン会議に移行します。	原則全面禁止（許可制）
3	・政府から緊急事態宣言が発令されている または ・外出の自粛要請がある	・①～③の研究スタッフ（事情によっては大学院生・研究員も可）の研究室への立ち入りが許可されます。 ①中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ。 ②進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ。 ③生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ。 ・研究指導は、オンラインのみ。	オンライン講義のみ	対面会議は必要最小限とし、移せるものからオンライン会議に移行します。	全面禁止
4	学内で感染者が出た	・当該組織管理職の許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究研究スタッフのみの立ち入りが可能です。 ・研究指導は、オンラインのみ。	オンライン講義のみ	オンライン会議のみ（ただし管理職は除く）	全面禁止

(注) 上記内容については、今後の感染状況等を踏まえ、随時、改善・更新を行います。

(出所) 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京大学の活動制限指針」を参照して作成。